Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	63,776,500,000
定期預金の払戻による収入		60,826,500,000
譲渡性預金の預入による支出	△	181,551,000,000
譲渡性預金の払戻による収入		181,420,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	18,339,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	3,099,339,200
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
助成金の交付による支出	△	100,000,000
長期勘定へ繰入による支出	△	100,000,000
政府出資金の受入による収入		28,166,040,000
民間出えん金の受入による収入		3,526,696
財務活動によるキャッシュ・フロー		27,969,566,696
Ⅳ　資金増加額		74,054,561
Ⅴ　資金期首残高		13,165,752,751
Ⅵ　資金期末残高		13,239,807,312

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		219,460,641
当期総利益	219,460,641	
Ⅱ　利益処分額		
助成金	100,000,000	
長期勘定へ繰入	100,000,000	
積立金	19,460,641	219,460,641

行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	364,280,891,700		
一般管理費	549,645,646		
雑損	2,702,111,000		
臨時損失	1,607,232		
法人税等	60,000	367,534,315,578	
⑵　（控除）自己収入等			
貸付金利息	△ 11,824,825,133		
寄附金収益	△ 13,769,965,592		
財務収益	△ 9,540,453		
雑益	△ 2,718,226,167		
臨時利益	△ 50,098,874	△ 28,372,656,219	
業務費用合計			339,161,659,359
Ⅱ　引当外退職給付増加見積額			1,312,808
Ⅲ　機会費用			
政府出資の機会費用	729,413,530		729,413,530
Ⅳ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 2,702,171,000
Ⅴ　行政サービス実施コスト			337,190,214,697

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．減価償却の会計処理方法

有形固定資産については、定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　３～50年
構　築　物　10～15年
車両運搬具　　６年
工具器具備品　３～30年

２．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが明らかな役職員については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

３．貸倒引当金の計上基準

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、原則として次のように計上しております。

貸付先を、正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分し、破綻先・実質破綻先については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先（要注意先の一部を含む）については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮した貸倒れ見積高を引き当てております。

要注意先・正常先については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づいて引き当てております。

平成23年３月11日に発生した東日本大震災の影響については、債務者の被害状況及び担保物件の状況を自己査定に反映し引き当てております。

４．賞与引当金の計上基準

役員及び職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券　時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）